

特許権	判決年月日	令和5年3月7日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和4年（行ケ）第10001号		
○ 本件発明の「GSR磁気センサ」が基礎とするGSR現象の発現条件は、①表面に円周方向スピン配列を持った表面磁区が存在する磁性ワイヤを用い、②この磁性ワイヤに通電するパルス電流の周波数は0.5GHz～4.0GHzであり、③パルス電流がワイヤ表面に異方性磁界の1.5倍以上の円周方向磁界を発生させるのに必要な電流強度以上であることであり、④本件発明の「GSRセンサ」は、①ないし③で発現するGSR現象によるワイヤの軸方向の磁化変化のみをコイル出力電圧として取り出し、式（1）を使って外部磁界を検出することにあるところ、原告が主張する記載要件違反は、これらの4つの事項（本件事項）を1つの技術的思想と捉えることなくMIセンサが基礎とするMI現象と区別することができないという主張を前提とするものであるか、また、当業者の通常理解を基礎とすることなく、本件明細書等の記載の不備を取り上げて論難するものであるにすぎず、いずれも理由がない。				

（事件類型） 審決取消（特許）請求事件 （結論） 請求棄却

（関連条文） 特許法36条4項1号、6項1号、2号

（関連する権利番号） 無効2020-800007号、特許第5839527号

判 決 要 旨

第1 事案の概要

1 特許庁における手続の経緯等

- (1) 被告は、発明の名称を「超高感度マイクロ磁気センサ」とする発明について、平成27年2月16日、特許出願（特願2015-27092号。以下「本件出願」という。）をし、同年11月20日、特許権の設定登録を受けた（特許第5839527号）が、原告による特許無効審判（無効2018-800119号事件。進歩性欠如を無効理由とするもの。）を受けて、本件特許の特許請求の範囲の請求項1ないし8を一群の請求項として訂正請求（第1次訂正）した。

特許庁は、令和元年9月24日、第1次訂正を認めた上で、「請求項1、3ないし8についての本件審判の請求は、成り立たない。請求項2についての本件審判の請求は却下する」との審決をし、同審決は同年11月5日に確定した。

- (2) 原告は、令和2年1月31日、本件特許について、明確性要件違反、サポート要件違反、実施可能要件違反を理由とした特許無効審判（無効2020-800007号事件）を請求した。

被告は、令和２年４月１６日付けで、本件特許の特許請求の範囲の請求項１、３ないし８を一群の請求項として訂正（本件訂正）する訂正請求をし、令和３年５月２８日付けで、本件訂正については請求項８を他の一群の請求項とは別途訂正する旨の補正書を提出した。

特許庁は、令和３年１１月２５日、本件訂正のうち請求項８を削除する訂正を認め、それ以外の訂正は認められないとした上で、特許第５８３９５２７号の「請求項１、３～７に係る発明についての審判請求は、成り立たない。請求項８に係る発明についての審判請求を却下する。」との審決（「本件審決」）をした。

- (3) 原告は、サポート要件違反の判断の誤り、実施可能要件違反の判断の誤り、明確性要件違反の判断の誤りを取消事由として、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

第２ 判断の要旨

- 1 (1) 原告は、本件発明のG S Rセンサが基礎とする「超高速スピン回転現象」（G S R現象）は、M Iセンサが基礎とするM I現象と区別することができないことを前提として、本件発明が各記載要件に反する旨主張する。

しかし、本件発明の「G S R磁気センサ」が基礎とするG S R現象の発現条件は、①表面に円周方向スピン配列を持った表面磁区が存在する磁性ワイヤを用い、②この磁性ワイヤに通電するパルス電流の周波数は0.5 GHz～4.0 GHzであり、③パルス電流がワイヤ表面に異方性磁界の1.5倍以上の円周方向磁界を発生させるのに必要な電流強度以上であることであり、本件発明の「G S Rセンサ」は、①ないし③で発現するG S R現象によるワイヤの軸方向の磁化変化のみをコイル出力電圧として取り出し、式（１）を使って外部磁界を検出することにより（すなわち、本件審決が認定した４つの事項（本件事項）である。）、こうした本件明細書の開示事項からすると、本件発明は、本件明細書の発明の詳細な説明に記載された発明であるといえる。

- (2) 原告は、「G S R発現現象」の発現条件とされる事項のうち、①と③についてはM Iセンサが基礎とするM I現象でも共通する事項である旨主張するが、本件発明は、①ないし④の本件事項が１つの技術的前提となった発明である以上、その一部のみが共通することを主張することは、当を得ないものというほかない。なお、M Iセンサがこれらの４つの事項を全て備えるものであると認めるに足る証拠はない。

また、原告は、本件明細書で正弦関数関係にあることを示す図３（図３－a）と甲１２文献の図４が酷似していることを挙げて、従来技術であるM Iセンサにおいても、正弦関数関係を明確に認識できる出力が得られていたこ

とを示すものである旨主張するが、原告が指摘する甲 1 2 文献には、コイル出力と外部磁界との関係が正弦関数関係を示すことについての記載も示唆もなく、かえって、M I センサに関しては、コイル出力と外部磁界との関係については、M I センサでは、コイル出力と外部磁界の関係は比例関係であることが理論的にも実験的に明らかにされているところであり、原告の上記主張は論拠を欠くものであって、理由がない。

- (3) 研究が進んだ結果として、自然科学的観点からみれば、G S R 現象がM I センサを基礎とするM I 現象の「延長線」上にある現象であることが判明するに至ったとしても、自然科学的な意味で従来技術と区別できる効果であるか否かという点については特許要件とは関係がなく、むしろ従来技術を改良したものが当業者において容易に想到し得ない技術思想であれば特許が付与されるものであり、記載要件に即していえば、①発明が発明の詳細な説明に記載されたものであり、発明の詳細な説明の記載から課題が解決するか(サポート要件)、②発明の詳細な説明に記載された事項をもとに当業者が過度な試行錯誤を経ることなく実施可能であるか(実施可能要件)、③特許請求の範囲の記載が、明細書等や技術常識を踏まえても、第三者に不測の不利益を及ぼすほど不明確といえるか(明確性要件)が問題となるのであって、発明に記載された事項が従来技術の効果と自然科学的観点から区別できるかどうかは問題とならない。

- 2 原告は、種々の記載要件の不備の主張をするが、本件発明が本件審決が認定した 4 つの事項(本件事項)を 1 つの技術的思想と捉えることなくM I センサが基礎とするM I 現象と区別することができないという主張を前提とするものであるか、また、当業者の通常理解を基礎とすることなく、本件明細書等の記載の不備を取り上げて論難するものであるにすぎず、いずれも理由がない。